

# 消費者教育研究校報告書

愛知県立一宮聾学校 倉知 洋岳

## 1 はじめに

本校は、一宮市西部に位置する聴覚障害のある生徒が通う特別支援学校である。幼稚部から高等部までの78名(令和3年4月現在)の生徒が在籍している。教育目標として、「聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人が障害に基づく様々な困難を主体的に改善・克服し、自己の能力を最大限に生かし、社会の一員として、心身ともに健全な人間の育成を図る」を掲げ、各部で一人一人の発達段階や障害に応じた指導・支援を行っている。

今回、高等部3年生を対象として、消費者教育を行った。民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が引き下げられ、今年度卒業を迎える3年生は進学や就職と同時に成人になるため、これまで以上に消費者トラブルに巻き込まれることが危惧される。これまでも、公民科や家庭科等で消費者教育に関する内容を扱ってきたが、十分な時間がかけられなかったり、生徒の関心が低かったりした。このことから、生徒の関心を高め、在校中に一人の消費者として自立した生活ができる知識や対処法を理解することが重要だと考え、それに向けた実践に取り組んだ。

## 2 ねらい

- (1) 消費者トラブルについて、正しい知識や対処法を理解する。
- (2) 労働契約や給与に関する基礎知識を理解する。

## 3 授業計画

時限	学習内容
1 時間目	事前指導・事前アンケートの実施
2 時間目	外部講師による講義「契約と消費者トラブル」
3 時間目	消費者トラブルに関する啓発スライドの作成
4 時間目	消費者トラブルに関する啓発スライドの作成
5 時間目	事後指導・事後アンケートの実施
6 時間目	事前指導
7 時間目	外部講師による講義「労働契約や給与に関する基礎知識」
8 時間目	事後指導・事後アンケートの実施

### 【ねらいを達成するための取組】

実態と課題の把握  
(教員・生徒への調査)

知識と対処法の獲得  
(外部講師による講義)

知識と対処法の定着  
(啓発スライド作成、確認プリント)

## 4 実態と課題の把握

### (1) 高等部職員に向けたアンケートの実施

本校の実態と課題を把握するために、高等部職員に以下のアンケートを実施した。

質問1 本校の生徒が特に学ぶとよいと考えられる消費者教育

質問2 これまでの卒業生が卒業後に課題となったことやトラブル事例

アンケートの結果、過去に金銭の貸し借りやクレジットカード利用等の問題が起きており、卒業までに一人の消費者として自立した生活ができるような力を身に付けることが大切だと分かった。

また、本校の生徒が特に学ぶべき内容については、消費者トラブルや生活設計、クレジットカードなど卒業後を見据えた知識を学ぶ必要性を答えた職員が多かった。

### (2) 生徒に向けたアンケートの実施

本校の生徒の実態を把握するために、高等部3年生(全6名)に以下のアンケートを実施した。

質問1 成年年齢が引き下げられ、18歳から成人になるのはいつですか。

A、2022年4月 B、2023年4月 C、2024年4月 D、2025年4月

質問2 消費者トラブルについて知っていますか。

A、よく知っている B、知っている C、あまり知らない D、知らない

質問3 消費者トラブルにはどのようなものがあるか、具体的に書きなさい。

質問4 消費者トラブルに遭遇した際の対処法を具体的に書きなさい。

質問1については、すべての生徒が正しく答えることができ、成年年齢の引き下げについて正しく時期を把握できていることが分かった。質問2については、「あまり知らない」が4名、「知らない」が2名で、消費者トラブルについての知識が不足していることが分かった。また、質問3で消費者トラブルの名称を具体的に書くことができた生徒は1名だけであったことから、消費者トラブルについての知識が不足しているという課題が明確になった。質問4の消費者トラブルの対処法については、3名が記述していたが、「相談センターに相談する」、「消費者センターに相談する」、「断る」という回答であった。

アンケートの結果から、本校の生徒の課題として、消費者トラブルについての知識が不足しており、対処法についても十分に理解できていないことが分かった。

そこで、本研究のねらいを「消費者トラブルについて、正しい知識や対処法を理解する」とした。具体的には、外部講師による講義を通して、消費者トラブルの正しい知識や対処法を獲得し、啓発スライドの作成により実際に活用できるまでに定着することを目指した。この手順で本研究のねらいが達成されると考え、実践を進めた。

また、対象の高等部3年生の多くは就職を希望しているため、卒業までに労働契約や給与などについて理解することが大切であると考え、「労働契約や給与に関する基礎知識を理解する」こともねらいとして設定し、卒業を控えた12月に外部講師による講義を実施した。

## 5 実践内容

### (1) 外部講師による講義「契約と消費者トラブル」

愛知県消費生活総合センターの消費生活相談員である、鈴木栄子氏に講師を依頼し、契約の基礎や消費者トラブルの実例、トラブルへの対処法について、「社会への扉」(消費者庁)を活用した講義(実践的授業)をしていただいた。

消費者トラブルに遭った際の具体的な相談先が紹介されたり、生徒同士で勧誘の断り方を練習したりと、実践的な内容であったため、生徒たちは興味深そうに講義を受けていた。

講義後の振り返りシートには「成年年齢が引き下げになるので、契約の前によく考え、他の人とも相談して、契約をするかを決めていきたいと思った」、「困った時には、消費者生活センターに相談してみようと思った」、「クーリング・オフ制度を使おうと思った」という感想が述べられており、消費者トラブルを身近に感じ、対処法を得ることの必要性を理解できたようであった。



実践的授業の様子

### (2) 消費者トラブルに関する啓発スライドの作成

外部講師による講義で得た知識や対処法の定着、活用できることを目指して、生徒それぞれが消費者トラブルに関する啓発スライド(資料1)を作成する機会を設けた。作成の際には、講義の内容をまとめるだけでなく、消費者トラブルを啓発する内容となるように指導した。

生徒たちは、講義で学んだ内容から、さらに詳しく知りたいと思ったことや疑問に思ったことをテーマに決め、「社会への扉」を読み直したり、インターネットで情報を集めたりするなど、主体的に啓発スライドの作成を進めていた。スライドの内容としては、「未成年者取り消し」ができる条件、クーリング・オフの期間やトラブルの起きやすい販売方法を調べたりしていた。

また、ある生徒は消費生活相談が20歳から増加する理由について、「政府広報オンライン」を参考にして、成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいので、悪質な業者に狙われやすいという結論を出していた。その後、狙われやすい人の特徴や若者に多い消費者トラブルについても調べたことで、「契約する前によく考える」、「うまい話はうのみにせず、きっぱり断る」、「クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になる制度や法律の知識を身に付ける」という考えに至っていた。

他の生徒たちも具体的な対処法として、「188番や110番に電話すること」や「簡単に信じないで疑うこと」、「自分でも調べてみること」、「自分だけで判断しないで周りの人に相談すること」という考えをもち、講義で得た知識や対処法について理解が深まっているようであった。

#### 【資料1 生徒作成 消費者トラブル啓発スライド(一部抜粋)】



クーリング制度とは、  
消費者が契約をした後、  
「だまされた」「必要なかった」と気づいた時に、  
一定期間であれば消費者が無条件で、**一方的に契約を解除できる制度**です。  
※ネットショッピングの場合、クーリングオフできません。

無理矢理、勧誘をされたときは  
**はっきり断りましょう！**

断れなかったときは、  
 家族、身近な人や消費生活センター(188番)、  
 警察(110番)に**助けを求めましょう。**

○自分たちで気をつけることができること

簡単に信じないで疑うこと

自分でも調べてみること

自分だけで判断しないで周りの人に相談すること

(3) 外部講師による講義「労働契約や給与に関する基礎知識」

愛知県金融広報委員会の金融広報アドバイザーである岩田敏子氏に講師を依頼し、労働契約や給与の支払われ方、給与からの控除額について、講義をしていただいた。生徒たちは、講義の内容で重要だと考えたことを書き残したり、積極的に質問したりするなど意欲的に学ぶ姿勢が見られた。



外部講師による講義の様子

振り返りシートには、「働いて一年目は住民税が掛からないことや手取り収入を把握すると良いことが分かった」、「給与が支払われたときに、使い過ぎないように気をつけたいと思った」という考えが書かれ、新社会人として給与や税金について理解が深まる有意義な時間となった。

(4) 実践の結果

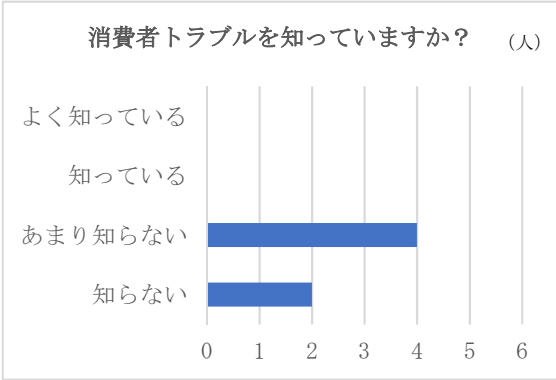
(I) 消費者トラブルについて

外部講師による講義と啓発スライド作成の前後にアンケート調査を実施した。その結果、講義後に、消費者トラブルについて知っていると答えた生徒の数が大幅に増加した(資料2、3)。

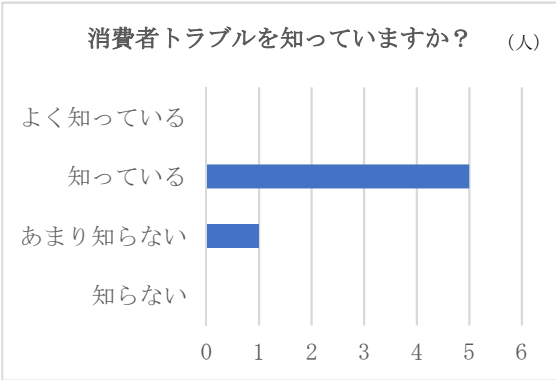
また、消費者トラブルの内容や対処法に関する自由記述の質問に対しても、事前アンケートでは記述がない生徒が多かったが、事後アンケートでは具体的な記述をする生徒が増加した(資料4、5)。

特に対処法では、「消費者生活センターに相談する」や「188に電話する」、「クーリング・オフを使う」など具体的な方法を書く生徒が増加していることから、対処法の理解が深まったようであった。啓発スライドを本校の学習発表会で展示した際には、他学年の生徒が興味深く見ており、保護者からも好評の声をいただいた。

【資料2 事前アンケート】



【資料3 事後アンケート】



【資料4：(質問) 消費者トラブルにはどのようなものがあるか、具体的に書きなさい】

・事前アンケートの記述

詐欺、訪問販売で無理矢理に勧められる



・事後アンケートの記述

訪問販売、無理矢理に勧誘される、インターネット詐欺、だまされてお金を盗られる、訪問販売で帰ってと言っても帰ってくれなかった、マルチ商法、ネット通販詐欺

【資料5：(質問) 消費者トラブルに遭遇した際の対処法を具体的に書きなさい】

・事前アンケートの記述

相談センターと相談する、消費者センターに相談する、断る



・事後アンケートの記述

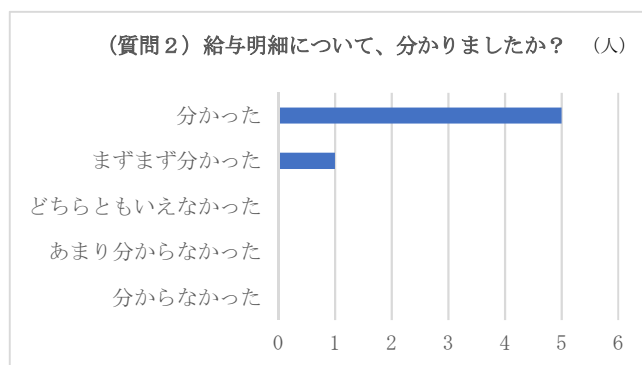
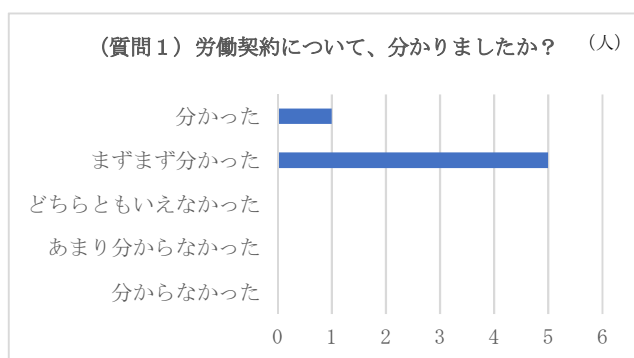
消費者生活センターに相談・連絡する、知人や家族に相談する、188に電話する、親や警察などに相談する、はっきりと断るようにする、クーリング・オフを使う

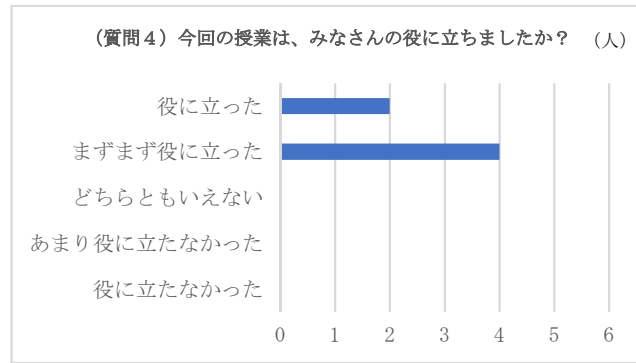
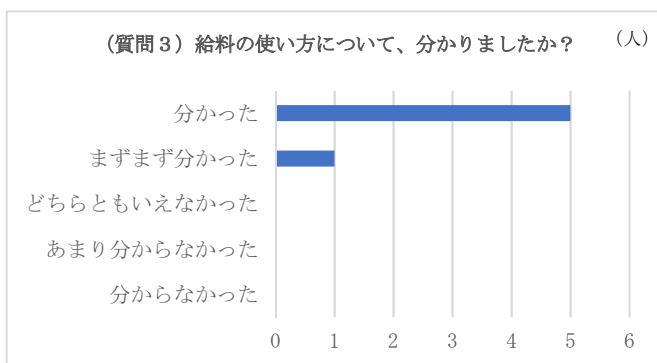
(II) 労働契約や給与に関する基礎知識について

講義の最後に生徒からの質問が多く出され、「労働契約や給与に関する基礎知識」という内容への関心の高まりが感じられた。事後アンケートの質問(1～3)に対して6名とも「分かった」もしくは、「まずまず分かった」と回答したことや、振り返りシートに「所得税や住民税、保険などにより、思っていたよりも給料から引かれることが分かった」、「毎月の給料は、基本給に各種手当を合わせた金額が支給されることが分かった」という感想が述べられていたことから、労働契約や給与明細について知識を得ることができたようであった。

また、生徒が「どのくらい貯金をするとよいのか」、「通帳とカードの違いは何か」などの質問をしており、教員にとっても生徒が生活設計をする上で足りない知識を把握する良い機会になった。質問(4)については、全ての生徒が「役に立った」もしくは、「まずまず役に立った」と答えており、卒業を控えたこの時期に「労働契約や給与に関する基礎知識」をテーマに講義をしていただいた意義があった。

【資料6 事後アンケート】





## 6 おわりに

外部講師による講義や啓発スライドの作成に生徒は意欲的に取り組むことができた。外部講師による講義では、愛知県福祉局福祉部障害福祉課の方に手話通訳をしていただいたので、確かな情報を伝えることができた。実践の結果から、「消費者トラブルについて、正しい知識や対処法を理解する」、「労働契約や給与に関する基礎知識を理解する」という2つのねらいに対して一定の成果を得ることができたと考える。特に外部講師による講義は生徒の関心を高める上でも非常に有意義であったので、今後も継続していきたい。

本研究が卒業を控えた3年生にとって、多くの学びを得る機会となり、卒業後の生活に活かしていくことができたら幸いである。2022年4月1日から成年年齢が引き下げられ、来年度からは在校中に成人になる生徒が出てくる。本研究では3年生を対象としたが、来年度以降は1年生や2年生の段階から、消費者教育を充実させていくことが重要だと考える。私自身も本研究を通して、消費者教育に関する多くの知識や経験を得ることができた。今後はこの知識や経験を多くの生徒や教職員に還元できるようにしていきたい。

そのために、今回の実践を高等部全体に共有し、各学年の実態に応じた指導計画や内容を提案することで、本校の消費者教育を推進していきたい。